



事 務 連 絡
平成 22 年 7 月 5 日

建設業労働災害防止協会秋田県支部長 殿

秋田労働局労働基準部安全衛生課長

建設業におけるつり足場等からの墜落・転落による
労働災害防止の徹底について

労働災害防止につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、昨年 6 月 1 日から施行された改正労働安全衛生規則等に基づく措置の徹底を図っているところですが、平成 22 年の建設業における足場からの墜落・転落による死亡者数は、全国では別紙のとおり、平成 22 年 6 月 7 日現在で 16 人（速報値）と前年同期の 7 名と比べて大幅に増加しており、看過できない状況にあります。

平成 22 年に発生した死亡災害 16 件の内訳をみると、その半数を超える 9 件がつり足場の組立て・解体作業中に発生しており、また、このうち 8 件が橋梁の改修等の際に発生しております。

つきましては、下記事項について、会員事業場に対して周知・指導を図っていただき、建設業におけるつり足場等からの墜落・転落による労働災害の防止の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 つり足場は、橋桁の塗装及び点検・補修工事の際など、地上から足場を組み上げることが困難な場合に使用されるため、その組立て及び解体作業に当たっては、作業手順書に基づく作業はもとより、安全帯の使用等を徹底する必要があること。
- 2 足場の組立て等作業主任者は、以下の職務等を徹底する必要があること。
 - ① 足場の組立て及び解体作業の方法及び労働者の配置を決定し、これを踏まえた作業手順書を作成すること。
 - ② ①で作成した作業手順書に基づき作業が行われていることを監視すること。
 - ③ 安全帯等及び保護帽の使用状況について監視するとともに、労働者に不安全行動

がないかについても併せて監視すること。

- 3 改正労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置はもとより、平成21年4月24日付け基安発第0424003号「足場からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」で示した「より安全な措置」についても積極的な採用が足場からの墜落・転落災害の防止に有効であること。

特に、つり足場については、別紙の災害発生状況を踏まえると、足場部材の取付不備等が災害につながっていることが懸念されるため、足場の点検をもれなく実施する必要があること。

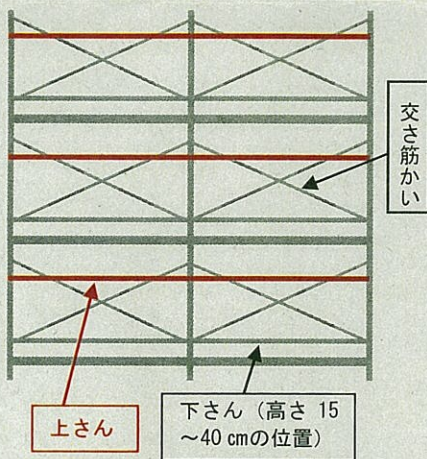
足場等からの墜落防止対策を進めるための留意事項

足場等からの墜落等による労働災害を防止するため、改正規則の履行を確実に行うとともに、次の点に留意することが望めます。

1 足場からの墜落災害防止に関する「より安全な措置」について

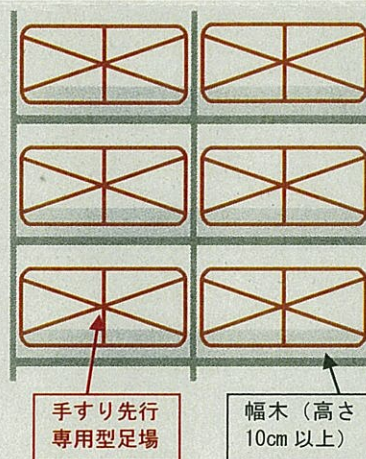
- ① わく組足場にあつては、次のような措置を講じること。
 - a 交さ筋かい及び下さん等に加え上さんを設置すること。
 - b 手すり、中さん及び幅木の機能を有する手すり先行専用型足場を設置すること。
- ② わく組足場以外の足場にあつては、次のような措置を講じること。
手すり等及び中さん等に加え幅木を設置すること。
- ③ 足場のはり間方向の建地（脚柱）の間隔と床材の幅を原則同じものとする等、すき間をつくらないように床材を設置すること。

① a の措置を講じた場合の施工例

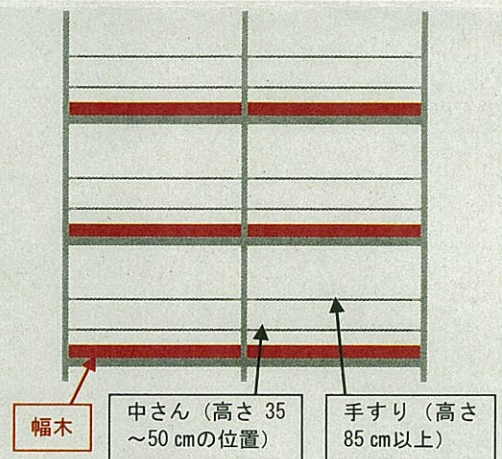


※ 上の図に加え物体の落下防止措置も必要

① b の措置を講じた場合の施工例

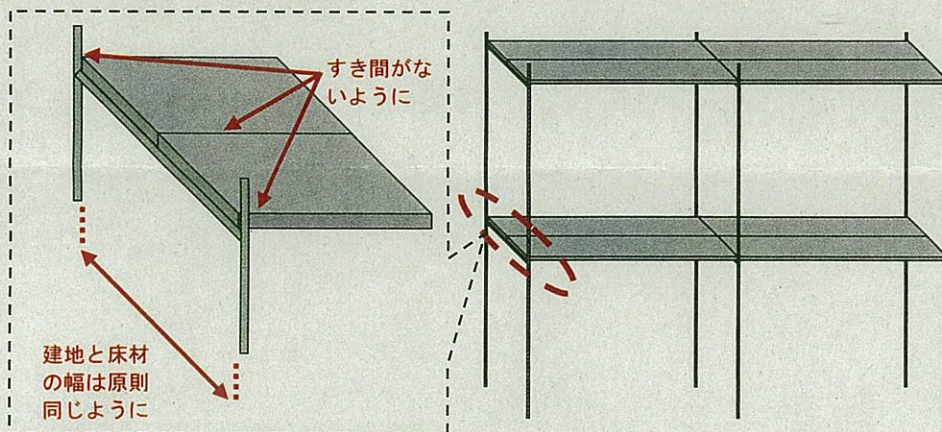


② の措置を講じた場合の施工例



※ 幅木を 10 cm 以上とした場合、物体の落下防止措置としても有効

③ の措置を講じた場合の施工例



赤く表示した部分が「より安全な措置」

2 足場等の安全点検の確実な実施について

- ① 足場等の点検に当たっては、次ページに示すように足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。
- ② 足場等の組立て・変更時等の点検については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であつて、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること。
- ③ 作業開始前の点検は職長等その足場を使用する労働者の責任者から指名すること。